

# 感染対策指針

## 1 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療法人社団竹口病院(以下「当病院」という)は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する適正管理に係わる基準を定めることにより、質の高い安全な医療を提供する。

## 2 院内感染対策委員会の設置

当病院は適正な院内感染対策を推進するため、院内感染対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

委員会は院長、事務長、看護部長、薬剤科長、検査科長、放射線科長、栄養士、各部署の委員及び委員会が必要と認め指示した者で構成する。委員会は原則として月1回第4週目水曜日に開催する。

### 活動内容

1. 感染対策活動に関する活動計画を作成する
2. 院内感染対策マニュアル作成及び改定
3. 感染症サーベイランスの実施と感染症に対する管理・指導・教育
4. 院内感染のための職員研修を実施
5. アウトブレイク発生防止と発生時における早期対応
6. 産業医と共に職業感染防止策を実施
7. 感染対策に関わる情報・公開(院内及び院外)

## 3 感染防止対策チーム

チームは感染対策担当医師(院内感染管理者)、看護師、薬剤師、検査技師及び感染対策委員で構成する。

## (1) 院内感染管理者の業務

- ①感染防止のために組織横断的に活動する。
- ②院内における感染動向を把握し必要に応じて調査及び指導を行う。
- ③アウトブレイクあるいは異常発生の場合は、対応のリーダーシップを執る。
- ④対象を限定したサーベイランスを実施する。
- ⑤院内研修の企画・運営に関する中心的な役割を担う。
- ⑥感染防止策に関する相談を行う。

## (2) 感染対策チームの業務

- ①院内感染症発生状況を把握するとともに、週に1回程度のラウンドを実施する。緊急時は必要に応じて臨時ラウンドを行う。
- ②院長直属のチームとし、感染対策に関する権限を委譲されると共に責任を持つ。
- ③院内感染の発生予防と対策に関する情報を収集し、現場の改善に関する介入、現場の教育／啓発を協議する。
- ④隔離やホーディングのためのバッドコントロールに関して、担当看護師長に助言・勧告する事ができる。
- ⑤院内各部署への出入りや、カテの閲覧が保証される。（事務的契約書類も含む。）
- ⑥発生した感染症への対応策のコンサルテーションや、アウトブレイクあるいは異常発生の特定制圧、その他には随時当たる。

## 4 職員研修についての基本方針

感染対策に関する研修会、講習会は全職員を対象に年2回以上開催する。また、必要に応じて随時開催する。

## 5 院内感染症の発生状況の報告に関する基本方針

当院検査科は1週毎に感染情報レポートを作成する。レポートは院内ネット上の共有フォルダに掲げるとともに会議の際委員会に報告する。委員会はレポートを基に状況の把握、分析、対策を行う。

## 6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合または、発生したと思われる場合には、各部署責任者を通じて感染対策委員長に報告する。報告を受けた感染対策委員長は直ちに状況を確認し指示を出す。必要があれば臨時の委員会を召集し対策を協議する。

## 7 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、職員が閲覧できるように院内ネット上の共有フォルダに置く。また、一般には院内掲示するとともに病院ホームページに公開する。

## 8 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。

平成 25 年 12 月 1 日